

## 発生届対象者の確認について

陽性と診断された日によって発生届の届出対象となる方の基準が異なりますので、下記の表でご確認ください。療養証明書類の発行ができるのは、医療機関より発生届の提出があった方となります。

### 発生届対象者確認表

陽性診断日	発生届対象となる方
令和4年9月25日以前	医療機関に受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された方
令和4年9月26日 ～令和5年5月7日	医療機関で診断を受けた方で <ul style="list-style-type: none"><li>65歳以上の方</li><li>入院を必要とする方</li><li>妊婦の方</li><li>重症化リスクがあり、かつ新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方</li></ul> ※入院や重症化リスク、治療薬の要否については、医師の判断となります。
令和5年5月8日以降	対象外（療養証明の発行はできません）

### 発生届対象外になる例

下記に該当する方は発生届の対象となりません。

- 5類移行後（令和5年5月8日以降）に陽性となった方
- 濃厚接触者
- 医療機関にかからずにご自身の判断で療養された方
- 検査キットによる自己検査で陽性判定となった方で医療機関への受診がない方
- ご自身で陽性者登録センターに登録された方

発生届対象外の方は My HER-SYS 及び保健所では療養証明の作成をすることができませんので、御了承ください。**証明書の提出先に代替書類となりうる書類をご相談ください。**

（診療・検査医療機関が発行する検査結果報告書、陽性者登録センターの結果通知メール等）